

2025年度 全社安全衛生計画 2 《2025年度 安全スローガン 養おう「見る目」と「気付く目」「予知する目」みんなで守る 仲間の安全》					
RA：リスクアセスメント					
年度重点施策	主管部署	実施者	主な実施事項	管理事項	管理資料等
1. 墜転落災害・飛来落下災害と重機(クレーン・車輻系)災害の根絶	安全品質環境支援部 安全環境室 安全品質環境室 工務部	安全品質環境支援部長 安全環境室長 安全品質環境室長 工事部長 工事長 作業所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>*『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化(落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施)</li> <li>・作業床の端部・開口部への手摺・安全ネット等、落下防止設備の先行設置と点検、維持管理。開口部は作らない。</li> <li>・音声標識、指差呼称ポイントを効果的に設置し注意喚起を徹底する。</li> <li>・2m以上は、墜落制止用器具2丁掛けを利用する。</li> <li>・作業開始前の現地KYにおいて設備点検と墜落・転落災害防止対策の実施(足場・作業構台の作業開始前点検実施(点検者を指名)、作業に適した可搬式作業台や作業台等の選定)</li> <li>*玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底</li> <li>・揚重作業時は、荷崩れが無い安定した材料の集積方法(ラック使用・緊結等)で玉掛けを行うことを徹底する</li> <li>・揚重作業時は「吊り荷の下に労働者を立ち入らせない」ため、カラーコーン等で区画を設置し立入禁止表示を設置</li> <li>・クレーン周りへの「関係者以外の立入禁止」として区画と表示を行なう《クレーン則74条》</li> <li>・玉掛け及び揚重者は必ず資格者とする</li> <li>*重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施</li> <li>・重機周りの立入禁止区画設置と後退時等の誘導者による安全誘導の徹底</li> <li>・掘削作業計画時は、地質・近隣調査結果に基づいた手順と安全対策を確実に実施する(2m以上の掘削は作業主任者)</li> <li>・重機作業時は協力会社が作成する「作業計画書」の内容を確認し計画通り実施されているか確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画事前検討会の実施状況(墜落・転落防止措置の確認)</li> <li>・店社が朝礼参加し、実施内容を確認・指導(充実度、時短等)</li> <li>・墜落防止措置の設置確認と墜落・転落災害防止点検の実施状況</li> <li>・危険箇所への音声標識や指差呼称標識の設置等により注意喚起の実施状況</li> <li>・足場解体時の作業手順の確認</li> <li>・重機作業計画に基づく対策の実施状況</li> <li>※バックホウのクレーン使用、エック車使用時のクレーン作業計画の作成</li> <li>・当社の使用基準に基づいた使用と点検の実施状況の確認</li> <li>・玉掛け「3・3・3運動」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足場の事前検討会実施記録</li> <li>・安全衛生パトロール実施記録</li> <li>・墜落・転落災害防止点検の実施報告</li> <li>・事前検討会実施記録等</li> <li>・特定危険工事打合せ記録等</li> <li>・現地KY</li> <li>・RA記録</li> <li>・重機等の作業計画書</li> <li>・社内基準冊子(第7版)</li> <li>・足場の点検記録</li> </ul>
2. 高温下での作業に伴う災害防止	安全品質環境支援部 安全環境室 安全品質環境室 工務部	安全品質環境支援部長 工事部長 工事長 作業所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>*健康KYによる健康状態の把握と適正配置の実施(空調服着用・初期対応・救急要請のルール厳守)</li> <li>・作業開始時・各休憩時・作業終了時に体調の確認を行い、無理な作業を行わせない。(適正配置の徹底)</li> <li>・体調不良者の作業中止と迅速な初期対応</li> <li>*WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取(熱中症対策の環境整備)</li> <li>・社内基準に応じた水分・塩分補給の摂取と発症時の対応を確実に行う。</li> <li>*声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止 熱中症発症時の適切な対応</li> <li>・声掛けにより、不安全行動や不注意、また暑さによる集中力低下による災害を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼時及び現地KY時の体調確認</li> <li>・WBGTに応じた水分・休憩の確保</li> <li>・熱中症対策用品の常備</li> <li>・巡視時の声掛けの励行</li> <li>・熱中症発症時の対応周知</li> <li>・救急車は躊躇せず、即手配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内基準冊子(第7版)</li> <li>・高温下のコンクリート打設での事前検討会実施(人数・休憩等)</li> <li>・安全日誌</li> <li>・現地KY及び健康KY</li> </ul>
3. 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施	安全品質環境支援部 安全品質環境室 工務部 調達部	安全品質環境部支援部長 安全環境室長 安全品質環境室長 工事部長 工事長 作業所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>*安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着</li> <li>・職長・安全衛生責任者による率先したひとりKYの実践と作業員への実施指導</li> <li>・「ひと声かけ」により、省略行動・近道行動等の行動エラーを予防する(組織管理の強化)</li> <li>・指差呼称標識の設置場所を決め、指差呼称により安全確認を確実に実践する</li> <li>*適切な指揮系統(安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等)による安全管理の強化</li> <li>・協力会社の施工体制において重層下請改善に向けた指導(3次以降は届出が必要)</li> <li>・協力業者事業主による一人親方・3次業者・外国人就労者に対する安全衛生教育の実施確認</li> <li>・作業主任者の選任が必要となる作業では直接指揮により作業を行なう</li> <li>*外国人労働者の適正配置と、作業中の指導及び安全衛生教育の強化</li> <li>・協力会社の職長が自社(再下請負の作業員含む)の新規入場者に対する教育ができるように新規入場者への教育資料を提供し、職長に指導のうえ、実施時には支援等を行なう</li> <li>・新規入場7日以内、未熟練労働者、外国人労働者に対して職長・安全衛生責任者や外国人実習指導員による安全衛生等に関する教育指導が実施されているか確認指導する *外国人実習生等は日本語が理解されているか確認しておく</li> <li>・多言語標識やピクトサイン表示により誰でもわかる注意標識を掲示する。</li> <li>*化学物質リスクアセスメントによる確実なる低減措置の実践の自律型管理</li> <li>・化学物質を持ち込む協力会社への教育指導を行い、入場時にSDSと化学物質リスクアセスメントを提出させる。</li> <li>・化学物質リスクアセスメントの対策は作業場所周囲の作業員にも周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に応じた作業手順の作成と周知</li> <li>・作業場所ごとの現地KYにより、リスク低減対策と危険軽視の災害を防ぐ為、ひとりKYの実施</li> <li>・施工実施検討会の実施状況</li> <li>・安全基本3行動の実践状況</li> <li>・再下請負工事の指揮系統の適正化</li> <li>・化学物質リスクアセスメントの作成教育と確実な対応</li> <li>・化学物質リスクアセスメントの保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SMS監査実施記録</li> <li>・新規・送出し教育実施記録</li> <li>・安全パトロール実施記録</li> <li>・システム監査記録</li> <li>・リスクアセスメント実施記録</li> <li>・災害防止協議会議事録</li> <li>・安全・作業打合せ記録</li> <li>・職長会規約、見える化事例</li> <li>・社内基準冊子(第7版)(外国語バージョン)</li> </ul>
4. 健康及びメンタルヘル스에配慮した安全な職場環境の形成	総務部 管理部 工務部 安全品質環境室	全部門長 工事部長 工事長 作業所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>*残業時間抑制(4週8休)による心身の健康確保</li> <li>・計画的な所定休日の取得、及び残業の抑制による長時間労働の改善。4週8休の100%実施と4週8閉所推進。</li> <li>・36協定の順守。月45時間・年間360時間達成を目指し、特別条項は絶対超えない。</li> <li>*「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備(業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等)</li> <li>・現場開始時に快適な環境整備計画し、実践・維持を心掛け、女性への配慮も適切に行う。</li> <li>*高齢作業員増加に伴う適正配置と作業内容の確認を行う</li> <li>*法令違反の防止(法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底)</li> <li>・法規制一覧表による環境法令の確認と実施 ・重大災害発生時の労働基準監督署への当日連絡の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部下の健康状態の把握と再受診等の配慮(協力会社事業主・職長等のフォローアップ)</li> <li>・残業時間管理と削減策の検討、休日取得状況の管理</li> <li>・時短の検討と店社間施工要員の調整</li> <li>・虚偽の無い健康確認の実施</li> <li>・法規制一覧表の実施</li> <li>・安全衛生法の順守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長から部門長への指示</li> <li>・出勤表・休日取得状況管理表</li> <li>・総務部長実施記録</li> <li>・健康KYと無記名ストレスチェック</li> <li>・法規制一覧表</li> </ul>